

一般社団法人山形県発明協会社員総会及び理事会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人山形県発明協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）39条の規定に基づき、社員総会（以下「総会」という。）及び理事会の運営に関し必要な事項を定め、協会の適正な運営を図ることを目的とする。

(総会の構成)

第2条 総会は、協会会員規則第2条及び第3条の会員をもって構成する。

(総会の議決権及び決議)

第3条 議決権は、法人法上の社員資格を有する定款6条の正会員のみが有する。ただし、正会員以外の会員が質疑に加わることを妨げない。

2 議長は、一括審議した議題については、一括して採決することができる。

(理事会)

第4条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、年2回開催する。

3 臨時理事会は、会長が必要と認めるとき又は前条第2項の手続きにより招集したときに開催する。

(理事会の議長)

第5条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、会長が欠席したときは、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(関係者の出席)

第6条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求め、その意見を徴することができる。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年5月24日から施行する。